

令和2年度奈良県職員採用選考試験案内

〈学芸員（美術工芸）、文化財建造物技師〉

令和2年5月19日
奈良県総務部人事課

受付期間 令和2年5月20日（水）～令和2年6月18日（木）
試験日 令和2年6月28日（日）
試験会場 奈良県立橿原考古学研究所〔橿原市畝傍町1番地〕

※ この試験に関する問い合わせ及び受験申込みは

奈良県総務部人事課人事係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
電話 0742-27-8349

1. 募集内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
学芸員 （美術工芸）	1名程度	文化財（美術工芸品：主に仏像等の彫刻）に係る管理、防災、保存修理、調査、指定、活用に関することなどの業務に従事します。
文化財建造物技師	2名程度	文化財保存課及び文化財保存事務所において、県内における文化財の保存や活用に関係する行政事務や保存修理等の業務に従事します。

2. 採用予定日 令和3年4月1日

【学芸員（美術工芸）】 既に学芸員資格を有する人は、令和3年4月1日より前に採用することがあります。

【文化財建造物技師】 平成10年4月1日以前に生まれた人で学校既卒者については、令和3年4月1日より前に採用されることがあります。

3. 受験資格

○ 次の(1)～(3)の要件をすべて満たす人

(1) 【学芸員（美術工芸）】 昭和50年4月2日以降に生まれた人

【文化財建造物技師】 昭和60年4月2日以降に生まれた人

(2) 次の資格等についての要件をみたす人

【学芸員（美術工芸）】

博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員の資格を有する者又は令和3年3月31日までに当該資格を有する見込みのある人

※学芸員資格取得見込みで受験した人が、令和3年3月31日までに当該資格を有しなかった場合は、採用される資格を失います。

【文化財建造物技師】

学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（大学院を含み、短期大学を除きます。以下「大学」といいます。）において、建築学系若しくはこれに準ずる学科を卒業（修了）した人又は令和3年3月末日までに卒業（修了）見込みの人

(3) 次のいずれにも該当しない人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(※注意) 国籍は問いません。ただし、日本国籍を有しない人については、在留活動に制限のない在留の資格を有する人に限ります。

4. 試験日時・試験会場・合否発表

試験	試験日時	試験会場	合否発表
1次試験	令和2年6月28日(日) 受付開始 午前 8時30分 試験開始 午前 9時20分 教養試験(全職種) (105分) 論文試験(学芸員(美術工芸)のみ) (60分) 専門試験(文化財建造物技師のみ) (60分) 作文(文化財建造物技師のみ) (40分) 実技試験(文化財建造物技師のみ) (90分) 試験終了 【学芸員(美術工芸)】 午後 0時25分頃 【文化財建造物技師】 午後 4時00分頃	奈良県立橿原考古学研究所 (橿原市畝傍町1番地)	令和2年7月13日(月)<予定> (1次試験受験者全員に合否通知を郵送 します) 奈良県人事課のホームページへの掲示も します。
2次試験	令和2年7月27日(月)、7月28 日(火)又は7月29日(水)(予 定) ※詳細は、第1次試験合格通知の際に お知らせします。	奈良県自治研修所 (奈良市大安寺1丁目23-2) ※詳細は、第1次試験合格通知 の際にお知らせします。	令和2年8月21日(金)<予定> (2次試験受験者全員に合否通知を郵送 します) 奈良県人事課のホームページへの掲示も します。

5. 試験等の概要

種 目	配 点	内 容	
1次試験	教養試験 【全職種】	100点	公務員として必要な一般的知識等(大学卒業程度)について、択一式による試験を行います。(105分)
	論文試験 【学芸員(美術工芸)のみ】	100点	職務に必要な専門知識及び構成力・表現力などについての試験を行います。(60分)
	専門試験 【文化財建造物技師のみ】	40点	文化財建造物の保存修理等の知識について、択一式による試験を行います。(60分)
	作文 【文化財建造物技師のみ】		文化財建造物技師になることへの熱意、意欲を問う課題について、自分の考え方を記述してもらいます。採点の対象とはしませんが、面接試験の際に内容を問うことがあります。(40分)
	実技試験 【文化財建造物技師のみ】	40点	文化財建造物の保存修理に必要な技術について、実技試験を行います。(90分)
2次試験	口述試験 【学芸員(美術工芸)】 150点 【文化財建造物技師】 120点	面接による試験を行います。(30分)	

※ 合否決定は、次のとおり行います。

【学芸員(美術工芸)】

第1次試験については教養試験及び論文試験の合計得点(200点満点)により、第2次試験については第1次試験及び口述試験の合計得点(350点満点)により決定します。

【文化財建造物技師】

第1次試験については教養試験、専門試験及び実技試験の合計得点(180点満点)により、第2次試験については第1次試験及び面接試験の合計得点(300点満点)により決定します。

6. 受験手続

<p>必要書類</p>	<p>① 履歴書（学校指定の履歴書あるいは市販の履歴書その他、様式は問わない） ◆写真貼付、押印 ◆左上に受験職種「学芸員（美術工芸）」又は「文化財建造物技師」と明記</p> <p>② 最終学歴の卒業証明書（在学中の場合は卒業見込証明書）</p> <p>③ 最終学歴の成績証明書</p> <p>④ 【学芸員（美術工芸）のみ】受験資格（学芸員資格）を有することを証明する書類の写し（資格の取得見込みの人は不要。）</p> <p>⑤ 返信用封筒2通 （23.5cm×12cmの定形封筒2通（それぞれ切手374円分を貼り、郵便番号及び住所・氏名を明記））</p> <p>⑥ 国籍要件等確認書＜別紙様式1参照＞ （注意）＜別紙様式1＞を提出するか、あるいは＜別紙様式1＞に則って作成したものを提出してください。また、署名は必ず自署で行ってください。</p> <p>※ 最終学歴が大学院である場合は、大学の卒業証明書及び成績証明書も併せて提出してください。</p>
<p>申込方法</p>	<p>奈良県総務部人事課人事係まで必要書類を直接持参するか、又は書留で郵送してください。</p> <p>◆ 人事課に直接持参される場合は、受付日時等にご注意ください。 ◆ 郵便による場合は、封筒の表に必ず「<u>学芸員（美術工芸）採用選考試験受験申込</u>」又は「<u>文化財建造物技師採用選考試験受験申込</u>」と朱書きしてください。</p>
<p>受付期間</p>	<p>令和2年5月20日(水)～令和2年6月18日(木) <消印有効></p> <p>※ 人事課に直接持参される場合、受付時間は午前9時から午後5時までです。なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行っておりません。 ※ 郵便による場合は、6月18日(木)消印有効で受け付けます。 なお、申込最終日間近に郵送される場合は、必ず速達扱いの書留で送ってください。 ※ <u>6月24日(水)までに受験票が到着しない場合は、奈良県総務部人事課人事係まで必ず問い合わせてください。</u></p>

7. 給与等

<p>現行初任給</p>	<p>【学芸員(美術工芸)】 月額188,700円（大学卒業の場合）</p> <p>【文化財建造物技師】 月額188,700円（大学卒業の場合）</p> <p>※ なお、初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>
<p>その他手当</p>	<p>地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。</p>
<p>勤務条件</p>	<p>勤務公署によっては変則勤務になることがあります。</p>

※なお、初任給等は令和2年4月1日現在の条件で表記しています。

※配属先によっては上記初任給額と異なることがあります。

8. 合格から採用まで

(1) 試験の結果は、合否にかかわらず受験者全員に郵送にて通知します。

(2) 第2次試験は、第1次試験合格者についてのみ実施します。

(3) 採用は、原則として令和3年4月1日以降の予定です。ただし、平成10年4月1日以前に生まれた人で学校既卒者については、令和3年4月1日より前に採用されることもあります。

9. そ の 他

○試験会場の位置図



- この試験の受験者は、合格発表の日から1月間(第一次試験合格者は、第二次試験の合格発表の日から1月間)、試験の結果(総合得点及び順位)について、奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。
- なお、電話等による請求はできませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、奈良県総務部人事課へ直接お越しください。(ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けしていません)

国籍要件等確認書

受験申込者の 「日本国籍の有無」	有 - 無
受験申込者の 「在留資格の内容」 (※外国籍の人のみ記入)	
受験申込者の 「生年月日」	昭和・平成 年 月 日
<p>私は、次の各号のいずれにも該当しておりません。 また、この確認書の記載内容は全て事実と相違ありません。</p> <ol style="list-style-type: none">1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人2 志望する自治体の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 <p>令和 年 月 日</p> <p>氏 名(自署)</p> <hr/>	